平成２６年（フ）第２６号
福岡県大牟田市中町２丁目７番地７　ライフステージ中町402号
債務者　池田　佳世
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第１１号
福岡県築上郡築上町大字東築城1005番地１
債務者　萩元　一博
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第２６１１号
大阪府門真市向島町７番２号大日ビル201号
債務者　千光士誠夫（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８０号
釧路市桜ケ岡１丁目４番36号　エルムハイツ202号室
債務者　菊島　弘二
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３号
釧路市鶴ケ岱１丁目７番23号　パークサイドＶ109号室
債務者　川口　　聖
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第２４０号
栃木県宇都宮市宝木町１丁目2579番地８、前住所栃木県宇都宮市鶴田町3313番地９　４号棟
債務者　増渕　友夫
1　決定年月日時　平成26年６月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５２号
栃木県宇都宮市平松本町353番地10　ドミール平野Ⅰ―Ｂ102、前住所栃木県宇都宮市平松町510番地１　コーポあい106
債務者　大山　恭弘
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７５３号
横浜市中区本牧和田33番８―603号
債務者　福永　潤子（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９５４号
横浜市神奈川区幸ケ谷８番地４　メゾンＫＡＧＡＭＩ202号（住民票上の前々住所）
債務者　松本　絵美（旧姓今関）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第９８６号
横浜市青葉区すすき野１丁目１番地１　ガーデンハイツあざみ野２―505
債務者　村上喜美男
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２５号
栃木県大田原市美原３丁目3355番地29　プラセールＢ棟202号、前住所栃木県大田原市末広３丁目2992番地２
債務者　秋元　健一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３０号
栃木県鹿沼市緑町１丁目８番15号　ラフォーレ・ポワールＣ101、前住所栃木県鹿沼市西茂呂３丁目54番地４
債務者　髙木　雄一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２０６号
静岡県浜松市西区篠原町21247番地の２
債務者　鈴木　隆子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１４１号
岡山県倉敷市児島下の町８丁目５番67号、住民票上の住所岡山県倉敷市児島下の町９丁目12番エ４―205号
債務者　髙岩　明美（旧姓牟田口）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
大分県豊後高田市森885番地４　市営森住宅１Ａ―３棟317号
債務者　瞰野　広美
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月１日午後１時20分
大分地方裁判所中津支部破産再生係